

強化指定選手に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟教育本部内規第6条に基づく事業遂行のために、教育本部が指定する強化指定選手に関する必要な事項を定める。

(スキー強化指定選手の区分)

第2条 スキー強化指定選手は、A指定、B指定、C指定、ジュニア強化指定に区分する。

2 スキー強化指定選手は教育本部の強化部に所属する。

3 上記の強化指定選手の区分は次のとおりとする。

(1) A指定選手は、全日本スキー技術選手権大会の成績が男子は10位以内、女子は5位以内の者とする。

(2) B指定選手は、全日本スキー技術選手権大会の成績が男子は40位以内、女子は15位以内の者、及びナショナルデモンストレーターに認定された者とする。

(3) C指定選手は、全日本スキー技術選手権大会の成績が男子は80位以内、女子は30位以内の者、及びSAJデモンストレーターに認定された者とする。

(4) ジュニア強化指定選手は、全日本ジュニアスキー技術選手権大会並びに北海道ジュニアスキー技術選手権決勝大会の成績が高校の部男子10位以内、女子5位以内の者とする。

(スノーボード強化指定選手の区分)

第3条 スノーボード強化指定選手は、A指定、B指定に区分する。

2 スノーボード強化指定選手は教育本部のスノーボード部に所属する。

3 上記の強化指定選手の区分は次のとおりとする。

(1) A指定選手は、全日本スノーボード技術選手権大会の成績がアルペンスタイル男子5位以内、女子2位以内の者、フリースタイルは男女共に10位以内の者、及びナショナルデモンストレーターに認定された者とする。

(2) B指定選手は、全日本スノーボード技術選手権大会の成績がアルペンスタイル男子10位以内、女子5位以内の者、フリースタイルは男女共に20位以内の者、及びSAJデモンストレーターに認定された者とする。

(強化選手の認定)

第4条 スキー及びスノーボード強化指定選手の区分を参考として、教育本部理事会の承認を経て教育本部長が認定する。

2 認定期間は認定日から1年間とし、再認定を妨げない。ただしデモンストレーターは2年間とする。

3 強化指定選手等は、別に定める承諾書を所定の期日までに提出するとともに、本連盟の諸規程を遵守しなければならない。

4 強化指定選手等が次の各号の一に該当した場合は、指定期間中であっても教育本部理事会議を経て、認定を取り消すものとする。

(1) 本連盟の規程に違反し、前項の承諾書を期限内に提出しなかった場合

(2) 本連盟の名誉を汚し、損害を与えた場合

(3) 教育本部理事会の承認なしに営利活動を行なった場合

(4) その他スキー及びスノーボード活動ができなくなった場合

(費用負担等)

第5条 強化指定選手には、強化合宿費及び旅費を助成するものとする。

(1) A指定選手には、強化合宿費、旅費の全額又は一部

(2) B指定及びC指定選手には、強化合宿費、旅費の一部

(3) ジュニア強化指定選手には、強化合宿費の一部

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は教育本部理事会の議決による。

附則

平成13年 制定

平成24年 8月 1日 改定

平成30年 7月16日 改正